

## 謝金・賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条に基づき、事業を遂行するために必要な謝金・賃金に関する基本的な事項を定める。

(謝金の範囲)

第2条 この規程において「謝金」とは、定款第4条に掲げる事業を行うために必要な研究大会、研修会、講演会等の開催及び調査研究等の活動につき、法人以外の団体または個人に対価として支払うものとする。

(賃金の範囲)

第3条 この規程において「賃金」とは、この法人の職員等に支払う給与等以外の人件費で、業務遂行上必要な、団体または個人に対価として支払うもので、前項以外のものとする。

(額の決定)

第4条 謝金及び賃金の額は、役務提供の内容に応じ、かつ法人の資産および収支の状況等を考慮し理事会が決定する。

(支払い方法)

第5条 謝金及び賃金は、役務提供を受けた後、現金または振り込みにて支払う。

(変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を得て行うことができる。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、謝金・賃金に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。